

通所事業所外で行われるサービス提供に関する取扱い

制定 平成19年10月 3日
羽曳野市高年介護課

1. 基本的考え方

(1) 通所介護及び認知症対応型通所介護

指定通所介護、指定介護予防通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービス提供することができるものであることについて、運営等基準省令（解釈通知）で定められています。

イ あらかじめ通所介護計画（認知症対応型通所介護計画）に位置付けられていること ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること

（運営基準第97条及び第98条に関する解釈通知「指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針」）

（地域密着型サービス運営基準第50条及び第51条に関する解釈通知「指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針」）

(2) 通所リハビリテーション

通所リハビリテーション及び介護予防リハビリテーションについては、運営等省令基準（解釈通知）に特段の定めはありませんが、上記(1)に準じる考え方としています。

2. 運用取扱い留意事項

これまでに厚生労働省が発出したQ & A及び大阪府の集団指導並びに本市が立会をした大阪府実地指導時における大阪府の指摘等事項などから、本件の運用に関して留意すべき事項を以下のとおり整理します。

(1) 通所サービスは、所定の人員及び設備等基準の下に当該事業所でのサービス提供を行うことが基本であり、例外的に、事業所外でサービス提供を行う場合においては、上記の「イ、ロ」の条件を満たすことが前提となります。

この例外的な取扱いにより報酬算定する場合は、保険給付を決定する市町村への届出を行うよう大阪府において実施指導しています。

(2) 具体的な運用における留意点

事業所外でのサービス提供の場所（範囲）及び時間等

1. 事業所外の場所の範囲は、近隣であることとし、事業所外でのサービス提供時間は、移動時間を含めて1時間程度以内とする。
2. 遠方に移動してのサービス提供や日帰りの小旅行は、移動時間が長時間になり、機能訓練等が適正に行えないため通所サービスとしての目的が達成できないものであり報酬算定できない。

事業所外サービスの内容

1. リハビリを兼ねた近隣の公園等への散歩などについては、あらかじめ通所介護等計画に位置付けるとともに、当該日の事業に係る人員体制にも影響することから、事業所における月・週のスケジュールに位置付けて実施すること。
2. 「散歩・買い物等」における移動手段については、車で現地まで送迎をするような形態は、不適切（大阪府実施指導）。
また、「買い物」は基本的には、通所サービスとしては不適切である。ただし、認知症対応型通所介護及び認知症高齢者が利用者の多数を占める通所介護等において、当該サービス内容が当該利用者にとって通所介護計画で定める機能訓練等の目標の達成に資するものである場合に実施できるものであること。
3. 近隣における機能訓練の範囲としての季節のイベント、レクリエーションなどについては、年間事業計画に位置付けられるとともに、月・週のスケジュールにも位置付けて実施すること。
ただし、遠足や敬老会、日帰りの小旅行など、年間行事に組み込んだサービス提供であっても、利用定員が超過するような規模の行事は、特別な行事であることから、保険外サービスとする。
4. 本来通所サービスが位置付けられている目的が達成できない（例えば、入浴が一つの目的となっているのに事業所外でサービスを受けることにより入浴ができない。）ようであれば事業所外のサービス提供は不適切である。
事業所外でのサービス提供を実施する場合は、事業所に残った利用者についての対応についても必要な人員を配置すること。
事業所が加入している損害保険の内容について、事業所外における事故等にも対応できるものかどうか確認しておくこと。

3. 羽曳野市への届出取扱いについて

(1) 年間行事計画に基づき実施する事業所外でのサービス提供

羽曳野市では、年に1回または2回程度の機能訓練として「花見」等のレクリエーションをサービスに位置付ける場合は、当該年度の計画を「通所事業所外で行うレクリエーション等（年間行事）に関する届出書」（様式1）に記載し、前年度中（3月）に提出していただきます。その際に年間行事計画（様式は任意）、事故対応マニュアル（様式は任意）、損害保険等のコピーを添付して下さい。届出書の提出の後に、追加及び変更があった場合は、速やかに追加、変更の後の届出書を提出願います。

なお、（様式1）を提出いただいた上で、実施レクリエーションの内容を詳細把握するため、「通所介護事業所外で行うサービス提供に関する届出書」（様式2）を、当該月の前月末（サービス実施予定日の1週間前）までに提出して下さい。

(2) 年度途中で新たな計画を立案した場合

（様式1）の提出が事前に無く、年度途中において、新たに実施計画を立案した場合は、実施予定日の前月に（様式1）（様式2）を同時に提出して下さい。

4. 適用

- ・ 本件取扱いは、平成19年11月サービス提供分からとする。
- ・ 改正後の本件取扱いは、平成21年7月サービス提供分からとする。